

外国人観光客の来訪者数や観光消費額の増加、利便性の向上につなげるため、受入環境整備や誘客促進等、インバウンド対応の強化に関する取組に対して補助金を交付します。

補助金で



外国人観光客の受入・誘客を

パワーアップ!



令和6年度 弘前市インバウンド推進協議会

インバウンド対応強化事業費補助金

対象となる事業者

- ・市内で観光又はレクリエーションに関する施設を営業している事業者
- ・市内で宿泊施設または飲食店を営業している事業者
- ・市内で鉄道、バス、タクシー、レンタカー業等を営業している事業者
- ・その他市内において外国人観光客の誘客促進や受入環境整備に取り組んでいる事業者

※市税等の滞納者を除く。

補助事業の区分※ごとに

補助率 $\frac{1}{2}$

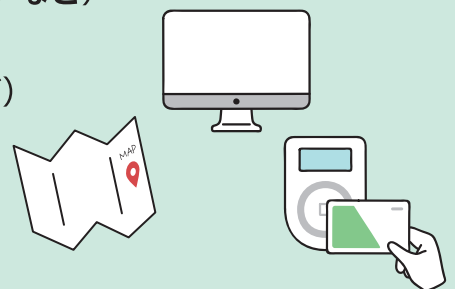
上限額 10万円

※「受入環境整備事業」及び「誘客促進事業」
(詳しくはお申込み方法をご覧ください)

どんな事業に交付されるの?(例)

- ・自社のホームページやパンフレットの作成 (翻訳やデザインなど)
- ・お店のメニューや掲示物の作成 (翻訳や印刷など)
- ・キャッシュレス決済やWi-Fiの導入 (工事や機材購入など)
- ・旅行博等へのブースの出展 (旅費や出展料など)
- ・観光コンテンツの開発 (委託料や手数料など)

※上記は一例であり記載以外でも対象となる場合がございますのでお気軽にお問い合わせください。



弘前市インバウンド推進協議会事務局

お問い合わせ

0172-40-7017

弘前市観光部国際広域観光課 kokusai-kankou@city.hirosaki.lg.jp



HPIはこちら▲

